

○群馬県警察交通機動隊の運営に関する訓令

昭和42年12月25日本部訓令甲第30号

改正

昭和43年3月26日本部訓令甲第11号
昭和43年9月2日本部訓令甲第24号
昭和47年7月13日本部訓令甲第9号
昭和49年7月13日本部訓令甲第12号
昭和55年3月31日本部訓令甲第5号
昭和55年9月30日本部訓令甲第16号
昭和60年8月1日本部訓令甲第6号
昭和62年3月31日本部訓令甲第4号
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号
平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成2年3月20日本部訓令甲第1号
平成4年7月31日本部訓令甲第13号
平成5年3月10日本部訓令甲第4号
平成10年3月20日本部訓令甲第4号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成14年3月15日本部訓令甲第4号
平成18年7月20日本部訓令甲第16号
平成19年5月7日本部訓令甲第6号
平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成21年12月25日本部訓令甲第19号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成25年3月11日本部訓令甲第4号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
令和4年3月9日本部訓令甲第5号
令和6年3月7日本部訓令甲第10号

群馬県警察交通機動巡ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察交通機動隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 編成（第4条・第5条）
- 第3章 勤務時間及び勤務計画（第6条—第11条）
- 第4章 勤務（第12条—第18条）
- 第5章 事件事故の処置（第19条—第22条）
- 第6章 指導監督（第23条—第25条）
- 第7章 報告等（第26条—第28条）
- 第8章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第64条の規定に基づき、群馬県警察交通機動隊（以下「交機隊」という。）の編成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 交機隊は、交通取締用自動二輪車（以下「白バイ」という。）、交通取締用四輪自動車（以下「交通パトカー」という。）等による県内主要道路（高速道路以外の主要道路をいう。以下同じ。）の機動的交通指導取締りに従事し、交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図るとともに、緊急配備等対象事件（群馬県警察通信指令に関する訓令（平成21年群馬県警察本部訓令甲第18号）第2条第1号エに規定する緊急配備等が発令された事件をいう。以下同じ。）の検問、重要事件の初期的捜査、警衛、警護その他必要により特に命ぜられた任務に当たるものとする。

（運用上の留意事項）

第3条 交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交機隊の運用について、常に警察署長（以下「署長」という。）と緊密な連絡協調を図らなければならない。

第2章 編成

（編成）

第4条 交機隊は、本隊及び分駐隊をもつて編成する。

2 本隊及び分駐隊の名称、位置及び担当区域は、別表第1のとおりとする。

（検問所）

第5条 交機隊は、遠隔地等における交通指導取締りの拠点とするため、検問所を置くものとする。

2 検問所の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

第3章 勤務時間及び勤務計画

（勤務制）

第6条 隊長の勤務制は通常勤務とし、隊長以外の隊員の勤務制は毎日勤務とする。

（勤務時間等の割振り）

第7条 毎日勤務の隊員の勤務時間、休憩時間及び週休日の割振りは、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）第20条の規定によるほか、通常の場合においては、1日の勤務時間は7時間45分、1日の休憩時間は1時間として隊長が定める。

2 隊長は、前項に規定する休憩時間については、業務に支障を来すことのないように割り振らなければならない。

（勤務の割当て時間）

第8条 毎日勤務者（以下「乗務員」という。）の勤務の割当て時間の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

勤務時間 勤務区分	機動警ら	在所		
		書類整理	車両整備	指示教養
日勤	6時間	45分	45分	15分

第9条 隊長は、第7条及び前条の規定に基づき、次に掲げる事項を勘案し、交通部長の承認を受けて、乗務員の勤務割を定めるものとする。

（1）交通事故の多発又は交通の渋滞が予想される時間又は路線に、重点的な機動警ら活動が実施できるように配慮すること。

（2）機動警ら時間は、1回につき白バイは3時間を、交通パトカーは4時間をこえることのないようにすること。

（勤務計画）

第10条 隊長は、交通の状態、交通事故の発生状況等を勘案して、勤務計画を策定し、交通部長の承認を受け、毎月25日までに隊員に指示するものとする。

2 隊長は、前項の勤務計画によりがたい特別の事情が生じたときは、臨時にこれを変更することができる。

3 隊長は、特別の事情がある場合には、隊員に正規の勤務時間以外に勤務を命ずることができる。

（警察署との関係）

第11条 隊長は、前2条の規定により勤務割及び勤務計画を定め、又は第13条の規定により機動警ら路線及び交通監視地点を定めたときは、交通部長を経て本部長にその旨を報告するとともに、署長に通報しなければならない。

2 署長は、自署の交通指導取締りを計画するにあたり、交機隊による主要道路の機動警ら時間等を

考慮し、その効率化を図るようにしなければならない。

第4章 勤務

(勤務の種別)

第12条 乗務員の勤務の種別は、通常勤務、臨時勤務及び特別勤務とする。

(通常勤務)

第13条 通常勤務とは、勤務計画に基づいて行う機動警ら、書類整理、車両整備等の勤務をいう。

2 機動警らは、原則として定線警らとし、県内主要道路においては流通取締り又は交通事故多発地点その他交通要点における交通監視活動を行うものとする。

3 隊長は、県内の道路状況その他諸般の交通情勢を勘案し、県内主要道路における機動警らが普遍的かつ合理的に実施されるよう、機動警ら路線及び主要交通監視地点を定めるものとする。

(臨時勤務)

第14条 臨時勤務とは、臨時に必要なが生じたために行う、勤務計画以外の交通指導取締り勤務をいう。

(特別勤務)

第15条 特別勤務とは、警衛、警護、重大な犯罪の発生、災害の発生等特別な事案に対処するために行う勤務をいう。

(白バイ乗務員の勤務の特例)

第16条 隊長は、降雨雪・夜間等のため白バイの運転に危険な条件がある場合は、白バイ乗務員を交通パトカーに乗り換えて勤務させることができる。

(派遣)

第17条 所属長は、交通の指導取締り、警衛、警護又は非常連絡等のため、交機隊の出動を必要とするときは、隊長を経て本部長にその派遣方を申請するものとする。

2 前項に規定する申請は、原則としてその3日前までに、出動を要する日時及び場所、車両の種別及び台数並びに理由を文書又は電話により行うものとする。

3 第1項に規定する申請に基づき派遣された隊員は、原則として派遣先の所属長の指揮を受けて勤務するものとする。

(勤務の心得)

第18条 隊員は、その職責を自覚し、特に次の各号に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

(1) 服装及び容姿は常に端正にし、品位の保持につとめること。

(2) 常に知識のかん養及び技能の習熟に努め、適正妥当な執行務にあたること。

(3) 車両の取扱い及び保管に細心の注意をはらい、常に点検、整備に努めるとともに、出動に際しては、車両の運行前点検及び機能の調整を確実に行うこと。

(4) 乗務にあたっては、道路環境その他の交通状況に留意し、効果のあがるように自主的に積極的な勤務をすること。

(5) 指導取締りにあたっては、言語、態度を慎み、無用の紛争を起こさないことはもちろん、違反事実は親切簡明に指摘し、納得される取扱いを行うこと。

(6) 勤務中は細心の注意をはらい、他に危害を与え、又は受傷事故を起こすことのないように留意すること。

(7) 信号機、道路標識その他交通保安施設等の状況に常に留意し、異常を発見したときは、自ら応急措置を講ずるとともに、関係所属長又は関係機関に連絡して、その復旧又は整備の促進を図ること。

(8) 著しい交通の渋滞その他緊急の措置を必要とする事態を発見したときは、自ら応急措置を講ずるとともに、関係署長に連絡する等臨機に適切な措置をとること。

(9) 緊急配備等対象事件の検問に当たっては、緊急配備中であることを告げて、その協力を求め、懇切丁寧かつ厳正な態度で臨むこと。

第5章 事件事故の処置

(交通法令違反事件の取扱い)

第19条 交機隊の検挙した交通法令違反事件については、別に定めるところにより処理するものとする。

(交通事故に対する措置)

第20条 隊員は、勤務中交通事故（高速道路における交通事故を除く。）の現場に際会し、他に警察

官がいないと認めたときは、直ちに負傷者の救護、現場保存、目撃者その他の参考人の発見、所轄警察署への連絡及び混雑緩和のための交通整理等応急の措置を講じ、所轄警察署員の臨場をまつてこれを引き継ぐものとする。現場に事故処理警察官がいる場合であつても、引き続き他に事故が発生する等、所轄警察署員のみによる現場処理が困難な場合は、事故現場の模様によりこれに協力するものとする。

（緊急配備等対象事件等に対する措置）

第21条 隊員は、勤務中緊急配備の指令を受け、又は緊急配備等対象事件の発生を認知したときは、別に定めるところによるほか、速やかに隊長の指揮を受けて措置すること。

2 隊員は、勤務中緊急配備等対象事件以外の事件の届出を受け、又は発生を認知したときは、速やかに所轄警察署員に連絡するとともに、事件の性質により初期的捜査を必要とするものについては隊長に報告し、勤務変更を求めて措置するものとする。ただし、そのいとまのない場合は、必要な措置をとつた後、その経過を速やかに隊長に報告するものとする。

（身柄の措置）

第22条 隊員は、勤務中逮捕し、又は常人から受けとつた被疑者の身柄は、関係書類を作成したうえ、隊長の指揮を受けて措置するものとする。

2 隊長は、隊員が逮捕し、又は常人から受けとつた被疑者の身柄については、次により処理するものとする。

（1）指名手配中の被疑者については、手配警察署に引き渡すこと。

（2）現行犯人又は緊急逮捕した被疑者については、逮捕地を管轄する警察署に引渡し、若しくは留置の依頼をすること。

3 隊長は、前項によりがたいと認めたときは、警察本部の当該事務の主管の課長と協議のうえ、処理するものとする。

第6章 指導監督

（幹部の責務）

第23条 隊長以下各級幹部は、その職責を自覚し、厳正な規律と適正な執行務の保持並びに車両の適正管理と事故防止に努めなければならない。

（幹部会議）

第24条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催して、次の事項を検討し、隊務の統一及び改善を図らなければならない。

（1）取締実施計画の策定と実施結果の検討及び改善に関すること。

（2）隊員の指導監督に関すること。

（3）教養訓練に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、交機隊の運用に関すること。

2 前項の会議を開催した場合は、必要により、会議の要点を適切な方法で職員に周知するものとする。

（教養訓練等）

第25条 隊長は、毎月1回以上、隊員に対する教養及び訓練並びに車両及び装備資器材の点検を行わなければならない。

2 隊長以下各級幹部は、隊員の出勤にあたつては、必要な訓示、指示を行うとともに、健康状態及び車両整備の良否を点検し、上司の意図を徹底させるとともに、事故の防止を図らなければならない。

3 隊長は、新たに隊員になつた者に対し、期間を定め、交通取締り、緊急配備、車両運転等に関する教養及び訓練を行わなければならない。

第7章 報告等

（備付簿冊）

第26条 交機隊には、次に掲げる簿冊を備え、所定事項を記録しておかねばならない。

（1）交機隊日誌（別記様式第1）

（2）分駐隊日誌（別記様式第2）

（3）勤務日誌（別記様式第4）

（速報）

第27条 隊長は、次に掲げる事項については、すみやかに交通部長を経て本部長に報告しなければならない。

- (1) 特異事犯を検挙したとき。
- (2) 隊員の交通事故が発生したとき。
- (3) その他重要特異な事項のあつたとき。

(報告)

第28条 乗務員は、毎月の活動状況を、白バイ・交通パトカー等活動状況調（別記様式第6）により隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、交機隊の毎月の活動状況を、交通機動隊の活動状況調（別記様式第7）により、交通部長を経て本部長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(内規の制定)

第29条 隊長は、本部長の承認を受けて、この訓令の施行について必要な内規を定めることができる。

(運用の特例)

第30条 隊長は、この訓令によりがたい特別の事情がある場合は、理由を具して本部長の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 群馬県警察交通機動巡ら隊運営要綱（昭和35年群馬県警察本部訓令甲第29号）は、廃止する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令甲第11号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第7条に係る改正規定は、制定の日から施行し、昭和43年2月1日から適用する。

附 則（昭和43年9月2日本部訓令甲第24号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則（昭和47年7月13日本部訓令甲第9号）

この訓令は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月13日本部訓令甲第12号）

この訓令は、昭和49年7月15日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日本部訓令甲第5号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月30日本部訓令甲第16号）

この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月1日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令甲第4号抄）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日本部訓令甲第4号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成2年3月20日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日本部訓令甲第13号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成5年3月10日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日本部訓令甲第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成11年3月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月15日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成18年7月20日本部訓令甲第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年5月7日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月6日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日

（2） 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成20年3月19日

附 則（平成21年12月25日本部訓令甲第19号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

（2） 略

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年3月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成25年3月11日本部訓令甲第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和4年3月9日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年3月18日から施行する。ただし、高崎北警察署の設置に係る改正規定及び警務部警務課高崎北警察署開設準備室の廃止に係る改正規定については、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和6年3月7日本部訓令甲第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年3月15日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

別表第1

名称	区分	位置	担当区域
本隊		前橋市	前橋、前橋東、高崎、高崎北、藤岡、富岡、安中、伊勢崎及び渋川各警察署の管轄区域（沼田、吾妻及び長野原各警察署管内の主要道路を含む。）
東毛分駐隊		太田市	太田、大泉、館林及び桐生各警察署の管轄区域

別表第2

名称	位置
新町検問所	高崎市

別記様式省略